

2022 年度 全国通訳案内士試験  
第 1 次試験 通訳案内の実務

本試験

解答・解説

50 満点中、30 点得点で合格圏内

- ※ 本試験問題は著作権で保護されているため、本解答・解説には本試験問題は一部引用部分を除いて掲載してありません。また、この解答・解説を使った授業においても、画面上に表示することはできません。お読みになる際、また、授業をお受けになる際には、皆様がお持ち帰りになった問題を手元にご用意ください。

解答一覧（問題番号はマークシートの番号です。）

---

- 1 ①
- 2 ③
- 3 ④
- 4 ⑥
- 5 ③
- 6 ④
- 7 ⑤
- 8 ①
- 9 ②
- 10 ④
- 11 ①
- 12 ②
- 13 ②
- 14 ②
- 15 ②
- 16 ③
- 17 ④
- 18 ⑤

**【難易度】**

⇒ 全体的に高め。

**【予想合格点】**

⇒ ガイドライン通り 30 点か。

**【問題傾向】**

問題数は昨年の 20 問から 18 問に減少している。昨年度の問題は難易度も高く、文章も長かったため十分に考える時間が取れず合格点を逃した方が多くいた。今年度の問題は昨年度の問題にくらべればましではあるが、複雑な問題も多い。ただし、「常識」を念頭において「極論」を排除する形で選択肢を見ていけば、消去法が使える問題も少なくない。

今年度の問題は全問、演習問題、「観光庁テキスト」、「通訳案内の実務 基本テキスト」でカバーはできているが、それらの知識をかなり応用する必要がある問題が少なくない。その中で、比較的難易度が低く、「落としたくない」問題について★を付けておいた。それらを合わせると 33 点となり合格点に到達する。試験範囲が決まっているため同じ問題が出るはずだが、設問や説明の仕方をいろいろとひねっており、その意味で難易度が上がっている気もする。要は実践的な演習問題を多く解きつつ、ひねりに引っかからないように知識を利用できる柔軟さを身に着ける必要があるということだろう。

1 ①★

⇒ 通訳案内士法第一条全文を挙げておく。下線部が出題対象部分。

第一条 この法律は、全国通訳案内士及び地域通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もつて国際観光の振興に寄与することを目的とする。

2 ③★

⇒ S3-1-1-1、S3-8-1-1 で出題。

通訳案内士法第二十九条第一項 全国通訳案内士は、その業務を行う前に、通訳案内を受ける者に対して、登録証を提示しなければならない。

① 有償の通訳案内業務は無資格でも研修を受講していなくても行うことが可能。

② 禁止行為。言い回しを「要求」から「請求」に代えているが実質同じ。

第三十一条 全国通訳案内士は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 通訳案内を受ける者のためにする物品の購買その他のあつせんについて、販売業者その他の関係者に対し金品を要求すること。

④ 地域通訳案内士に研修の受講義務はない。

3 ④★

⇒ a の 3 行目「旅行者の募集のため」は募集型企画旅行、続く「又は旅行者からの依頼により作成」は受注型企画旅行で共に「企画旅行」。b の「代理して契約締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為」は「手配旅行」のこと。同じく c の「代理して契約を締結し、又は媒介をする行為」も「手配旅行」のこと。

4 ⑥

⇒ 第十二条の四 2 旅行業者等は、前項の規定による説明をするときは、国土交通省令・内閣府令で定める場合を除き、旅行者に対し、(A) 旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、(B) 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、(C) 旅行業務取扱管理者の氏名、通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）(D) 第二条第一項に規定する全国通訳案内士（以下単に「全国通訳案内士」という。）又は同条第二項に規定する地域通訳案内士（以下単に「地域通訳案内士」という。）の同行の有無その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

a (C)にあるように「氏名」が正しい。

b (D)にあるように「同行の有無」が正しい。

c (B)の内容。

d (A)の内容。

5 ③ a と d

⇒ 難問。紛らわしい問題である。観光庁テキスト P.10 ～ 11 に旅行業法第十三条に関する禁止行為について説明がある。

- a 「法第十三条第三項第四号 旅行者の保護に欠け、又は旅行業の信用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為」の中に、「貸切バスを利用した企画旅行について、契約の内容を出発日の直前又は一方的に変更すること」が含まれている。禁止行為。
- b 「法第十三条第二項 旅行業務に関し取引をした者に対しその取引によって生じた債務の履行を不当に遅延する行為」の説明として、「例えば、ホテルや旅行サービス手配業者に対する支払いや、旅行者に対する払い戻し等を、正当な理由がないのに意図的に遅らせること」として禁止行為としているが、選択肢文の「旅行者の責に帰すべき事由によらず」とは「旅行者に責任がない状態で」（旅行者が無過失で）の意味になるため、つまり、下線部に対し、旅行者に「正当な理由がある」場合のことを述べている。実にややこしいが、当然ながら、旅行者が無過失で正当な理由があるのなら支払いの遅延は禁止行為ではない。
- c 「旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為」は a の「国土交通省令で定める行為」に含まれる禁止行為だが、「旅行者の便宜のために単に土産物屋等に案内する行為は含まない」と述べてある。禁止行為ではない。
- d 「法第十三条第三項第二号 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんし、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。」の具体例として、「例えば、国内旅行において「白ナンバーのバス」を利用する行為」が挙げられている。禁止行為。

6 ④

⇒ 消去法を使う。

- ① 「研修を修了した日から 1 年以内に必ず 1 回以上の実務経験」は「研修を修了した日の前後 1 年以内に 1 回以上、あるいは研修を修了した日から 3 年以内に 2 回以上の実務経験」が正しい。
- ② 全国通訳案内士の資格では旅程管理業務の主任者にはなれない。別途旅程管理業務主任者の資格が必要。
- ③ 募集型企画旅行では必ずしも旅程管理業務を行う者を同行させる必要はない。基本テキスト P.14。

7 ⑤★

⇒ a は SIC (Seat in Coach)、b は SIT (Special Interest Tour)。

8 ①★

⇒ JR パスについては、基本テキストの他、S1-1-4、S2-1-4-2、S2-4-2 などで扱っている。

② 海外在住の日本人は日本国内では購入できない。

③ 今では日本国内で購入できる。

④ 「のぞみ」号、「みずほ」号には全く利用できない。

9 ②

⇒ 常識に基づき判断する。観光庁テキスト P56 では、「あまりにもブレーキになりそうな人が出たときは、本人の申し出があった場合、そこで動かないことを条件に、待っていただくこともある。」と書いてある。

① ツアー客をばらばらにしてしまっはいけない。

③ 航空機での荷物紛失は航空会社が対応に当たる。S3-2-1-2 にあるように、旅行会社の責任ではないため、基本は乗客と航空会社の間のやり取りになるため、全国通訳案内士はその手伝いをする程度しかできない。

④ 観光庁テキスト P.60 では「返金は、ツアー担当者が実施するものだが、その手続きは添乗員が行うことになる。また、返金する場合は帰着後ではなく、多くはツアー中に行われる。」と書いてある。

10 ④★

⇒ 避難行動については、「旅程の続行・変更・中止などについてエージェントの指示を仰ぎ、参加者に詳しく説明する。その際、災害に関する情報の収集（インターネットや防災マップなど）、現地の地形的な特徴の考慮（津波・地滑りなど）、冷静・的確な判断（建物の安全性など）、科学的思考（過去の災害の例などを考え最善の判断）などが大切。」（基本テキスト P.18）

① 「いかなる場合であっても、旅行会社の判断を待つことなく」は極論。

② エレベーターは使用してはならない。

③ 大規模災害時には固定電話や携帯電話の接続に制限がかかることがあるため、「災害用伝言サービス」やメールを使用する。

11 ①★

⇒ ①は S4-2-1-3 で出題。

② 1 時間ではなく 30 分。S3-2-1-3、S3-8-2-4、基本テキストなど。

③ 「自分の判断や意見を交えず、客観的情報の伝達に徹する。」（基本テキスト P.19）

④ 「状況・手当の内容・患者の情報（個人情報その他、国籍・言語・宗教・生活習慣の違いなど）の情報伝達を的確に行う。」（基本テキスト P.19）

12 ②

⇒ 基本テキスト P.19。他は消去法を使う。

- ①「医療費は必ず全額が旅行会社が負担する」はあり得ない。
- ③ 海外旅行保険は、出国前に自国の保険商品に加入するタイプが多いが、その場合、日本国内での医療機関の紹介や精算方法などの対応が円滑に進まない場合がある。そのため、②の日本国内の保険会社が訪日外国人向け旅行保険を商品化した。
- ④「すべての医療施設でクレジットカード決済が可能」について、クレジットカード決済ができるところは増えているが、すべてではない。

13 ②★

⇒ 夏目漱石は 1916 年に死去しているため著作権の保護期間は終了している。改正法は 2018 年 12 月 30 日から施行され、施行日の時点で著作権が消滅していないものは保護期間がそれまでの 50 年から 70 年に延長された。つまり（以下 Wikipedia から引用）「著作者の死亡が 1967 年の場合は、1968 年 1 月 1 日から 50 年であるから 2017 年 12 月 31 日限りで著作権が消滅しているので保護期間の延長の対象にはならない。これに対し著作者の死亡が 1968 年の場合は、1969 年 1 月 1 日から 50 年であるから、改正がなければ 2018 年 12 月 31 日限り著作権が消滅するはずであったが 2038 年 12 月 31 日まで著作権が存続することになる。」

- ① 著作権の保護期間は 70 年なので著作権法違反。
- ③ 著作権が保護されている媒体は許可なく商用利用・一般公開はできない。
- ③ たとえ作成者の明示をしても使用許諾を取らない限り著作権法違反。

14 ②

⇒ 読んでいけば常識的に判断できる。なお、医薬品等適正広告基準の改正について政府より基準が示されている。それによると、「医薬品等の効能効果等又は安全性について、最大級の表現又はこれに類する表現をしてはならない。」としているため、②は正しい。

- ① 口頭で説明する場合も規制対象。
- ③ 薬事承認申請中であれば、承認前であるが、「承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止」（薬機法第 68 条）の違反。
- ④ その必要はない。

15 ②bのみ★

- a 別途料金がかかるのであればその旨表示する必要がある。
- b B社名を明示するような行為は普通行わないが、事実に基づいているため不当表示には抵触しない。
- c 虚偽誇大表示で、健康増進法や景品表示法による禁止の対象。
- d 優良誤認表示。

16 ③★

⇒ 基本テキスト P.25。

- ① 牛肉はハラフードであれば食される。
- ② これらの日には、大齋と呼ばれる定めがあり、食事の量を節制する。
- ④ ユダヤ教ではなく、イスラム教のこと。

17 ④★

⇒ 「カシュルート」「コーシャ」がキーワード。

18 ⑤★

⇒ 「必ず表示される7品目」として複数回演習に出しておいた。











〒 169-0075 東京都新宿区高田馬場 2-14-5 サンエスビル 2F

TEL 03-5291-1820 FAX 03-5291-1821

<https://www.cel-eigo.com>

授業教材および授業内容（音声・映像など）の著作権は全て CEL 英語ソリューションズ™に帰属します。  
著作者の許可なしに複製・印刷を行うこと、および、教材や授業ビデオのダウンロード元 URL を第三者に伝達・開示することを禁止します。